

## <日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）>



**POINT①** 利用にあたっては、本人と社会福祉協議会とで**契約**を結ぶ必要  
があります。

（**申込みの意思表示**に対し、**承諾の意思表示**によって成立）

なお、社協では「**契約締結審査会（弁護士、医師等）**」において、  
申込者が**契約締結能力**を有しているかの審査を行っています。

**POINT②** 援助の方法は「**相談・助言・情報提供・連絡調整・手続きの代行**」です。

### 「代理」≠「代行」

#### 法定後見制度

契約能力がなくとも、家庭裁判所による選任によ  
って制度を活用することができます。

類型や申立て時の本人同意の状態にもよりますが、  
法定後見人等が**本人に代わって判断**を行う  
「**代理**」を行うことができます。

#### 日常生活自立支援事業

契約に基づくサービスの提供ですので、契約能力  
を必要とします。

「**日常的金銭管理サービス**」は、**本人の指示に  
従って使用者として職務**を行っている「**代行**」です。

